

変 更 後	現 行	備 考
<p>第1 基本計画策定の趣旨</p> <p>国では、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）を制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じている。</p> <p>また、これらを積極的に進めるため、国として、政策の基本的な方向を明らかにしておく必要があることから、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が定められている。</p> <p>県では、この国の基本方針に即し、「新・群馬県総合計画」や県の森林・林業施策の最上位計画である「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」（以下「森林・林業基本計画」という。）を踏まえ、本県の実情に応じた事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を明らかにするため、法第4条に基づく「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業労働力の確保と育成を推進するものである。</p> <p><u>さらに、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画や社会情勢等を踏まえ、令和4年10月に国の林業労働力の確保の促進に関する基本方針が変更されたことを受け、基本計画を変更する。</u></p>	<p>第1 基本計画策定の趣旨</p> <p>国では、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「法」という。）を制定し、事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置、並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置を講じている。</p> <p>また、これらを積極的に進めるため、国として、政策の基本的な方向を明らかにしておく必要があることから、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」が定められている。</p> <p>県では、この国の基本方針に即し、「新・群馬県総合計画」や県の森林・林業施策の最上位計画である「群馬県森林・林業基本計画（2021-2030）」（以下「森林・林業基本計画」という。）を踏まえ、本県の実情に応じた事業主の雇用管理の改善及び事業の合理化のあり方、施策の方向等を明らかにするため、法第4条に基づく「群馬県林業労働力の確保の促進に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、林業労働力の確保と育成を推進するものである。</p> <p>（新設）</p>	<p>【P1】 追加（改訂の経緯）</p>
<p>第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項</p> <p>1. 森林・林業の現状</p> <p>（略）</p> <p>2. 林業事業体の現状と課題</p> <p>（1） 林業事業体 （略）</p> <p>（2） 森林組合 （略）</p> <p>（3） 事業の合理化に向けた取組</p> <p>1） 集約化施策（森林経営計画） （略）</p> <p>2） 機械化と素材生産性 （略）</p> <p><u>3） 『新しい林業』の実現に向けた取組</u></p> <p><u>事業の合理化を進めていくためには、これまでの集約化施策と機械化への取組に加え、伐採から再造林、保育に至る収支を黒字へ転換するための『新しい林業』を実現することが重要である。</u></p>	<p>第2 林業における経営及び雇用の動向に関する事項</p> <p>1. 森林・林業の現状</p> <p>（略）</p> <p>2. 林業事業体の現状と課題</p> <p>（1） 林業事業体 （略）</p> <p>（2） 森林組合 （略）</p> <p>（3） 事業の合理化に向けた取組</p> <p>1） 集約化施策（森林経営計画） （略）</p> <p>2） 機械化と素材生産性 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>【P6】 新設（「新しい林業」の実現に向けた対応）</p>

変 更 後	現 行	備 考																																																																							
<p><u>このため、ドローン等を活用した効率的な調査や資材の運搬、次世代通信網による連絡体制など、ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業の取組を推進し、作業効率や生産性の向上、労働安全対策の強化等を図る。また、エリートツリー等の苗木の導入や保育作業の機械化、皆伐再造林一貫作業システムの導入を進めるとともに、先進的な技術や技能を持つ労働力の確保、人材の育成に取り組むことが必要である。</u></p>		【P6】 新設（「新しい林業」の実現に向けた対応）																																																																							
<p>3. 林業労働力の現状と課題</p>	<p>3. 林業労働力の現状と課題</p>																																																																								
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>																																																																								
<p>4. 雇用管理の現状と課題</p>	<p>4. 雇用管理の現状と課題</p>																																																																								
<p>(1)～(3) (略) (4) 教育訓練 1)～2) (略) 3) 『新しい林業』の実現に向けた取組 <u>近年、林業の分野においても、人手不足の解消や省力化・低コスト化を図ることを目的として、ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業を推進しているが、その活用に向けて、技術、技能の習得が課題となっている。</u> <u>このため、ドローン等の新しい機械の技術習得のための研修を実施し、スマート林業に対応できる技術、技能を有する人材の確保・育成を支援することが重要である。</u></p>	<p>(1)～(3) (略) (4) 教育訓練 1)～2) (略) (新設)</p>	【P16】 新設（「新しい林業」の実現に向けた対応）																																																																							
<p>5. 林業労働力対策の現状</p>	<p>5. 林業労働力対策の現状</p>																																																																								
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>																																																																								
<p>(5) 第5期基本計画の主な実績</p>	<p>(5) 第5期基本計画の主な実績</p>	【P18】																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>単 位</th> <th>目 標</th> <th>実 績 (2019)</th> <th>参 考 実 績 (2022)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">生産体制 の整備・ 強化</td> <td>生産量</td> <td>千 m³</td> <td>400</td> <td>379</td> <td><u>402</u></td> </tr> <tr> <td>事業体</td> <td>件</td> <td>50</td> <td>51</td> <td><u>50</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械化</td> <td>高性能林業機械稼働台数</td> <td>台</td> <td>200</td> <td>204</td> <td><u>215</u></td> </tr> <tr> <td>集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)</td> <td>m³/人・日</td> <td>10</td> <td>4.62</td> <td><u>5.55</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業従事 者の確 保・育成</td> <td>林業従事者数</td> <td>人</td> <td>800</td> <td>670</td> <td><u>671</u></td> </tr> <tr> <td>新規就業者数(4年間の合 計)</td> <td>人</td> <td>200</td> <td>176</td> <td><u>176</u></td> </tr> </tbody> </table>	項 目		単 位	目 標	実 績 (2019)	参 考 実 績 (2022)	生産体制 の整備・ 強化	生産量	千 m ³	400	379	<u>402</u>	事業体	件	50	51	<u>50</u>	機械化	高性能林業機械稼働台数	台	200	204	<u>215</u>	集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)	m ³ /人・日	10	4.62	<u>5.55</u>	林業従事 者の確 保・育成	林業従事者数	人	800	670	<u>671</u>	新規就業者数(4年間の合 計)	人	200	176	<u>176</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">項 目</th> <th>単 位</th> <th>目 標</th> <th>実 績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">生産体制 の整備・ 強化</td> <td>生産量</td> <td>千 m³</td> <td>400</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>事業体</td> <td>件</td> <td>50</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械化</td> <td>高性能林業機械稼働台数</td> <td>台</td> <td>200</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)</td> <td>m³/ 人・日</td> <td>10</td> <td>4.62</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業従事 者の確 保・育成</td> <td>林業従事者数</td> <td>人</td> <td>800</td> <td>670</td> </tr> <tr> <td>新規就業者数(4年間の合 計)</td> <td>人</td> <td>200</td> <td>176</td> </tr> </tbody> </table>	項 目		単 位	目 標	実 績	生産体制 の整備・ 強化	生産量	千 m ³	400	379	事業体	件	50	51	機械化	高性能林業機械稼働台数	台	200	204	集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)	m ³ / 人・日	10	4.62	林業従事 者の確 保・育成	林業従事者数	人	800	670	新規就業者数(4年間の合 計)	人	200	176	実績の時点更新
項 目		単 位	目 標	実 績 (2019)	参 考 実 績 (2022)																																																																				
生産体制 の整備・ 強化	生産量	千 m ³	400	379	<u>402</u>																																																																				
	事業体	件	50	51	<u>50</u>																																																																				
	機械化	高性能林業機械稼働台数	台	200	204	<u>215</u>																																																																			
集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)		m ³ /人・日	10	4.62	<u>5.55</u>																																																																				
林業従事 者の確 保・育成	林業従事者数	人	800	670	<u>671</u>																																																																				
	新規就業者数(4年間の合 計)	人	200	176	<u>176</u>																																																																				
項 目		単 位	目 標	実 績																																																																					
生産体制 の整備・ 強化	生産量	千 m ³	400	379																																																																					
	事業体	件	50	51																																																																					
	機械化	高性能林業機械稼働台数	台	200	204																																																																				
		集約化施業を行う団地での 素材生産性(間伐)	m ³ / 人・日	10	4.62																																																																				
林業従事 者の確 保・育成	林業従事者数	人	800	670																																																																					
	新規就業者数(4年間の合 計)	人	200	176																																																																					

変 更 後	現 行	備 考
<p data-bbox="130 247 943 279">第 3 林業労働力の確保の促進に関する方針</p> <p data-bbox="130 321 736 352">1. 第 6 期基本計画の計画期間</p> <p data-bbox="130 384 219 415">(略)</p> <p data-bbox="130 436 718 468">2. 第 6 期基本計画の基本方針</p> <p data-bbox="160 489 1299 709">第 6 期基本計画では、森林・林業基本計画に即し、「高コスト体質からの脱却」、「収益性の向上による林業の自立」のために必要となる林業労働力の確保に関する取組について、「新規就業者の確保」、「林業従事者の育成、技術の向上」、「雇用の改善」、「労働安全の確保」、「事業の合理化、安定化」の 5 項目を「基本方針の柱」とし各種の取組を行う。</p> <p data-bbox="160 783 439 814">基本方針の柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="231 846 1012 898">基本方針Ⅰ 新規就業者の確保 <li data-bbox="231 919 1012 972">基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上 <li data-bbox="231 993 1012 1045">基本方針Ⅲ 雇用の改善 <li data-bbox="231 1066 1012 1119">基本方針Ⅳ 労働安全の確保 <li data-bbox="231 1140 1012 1192">基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化 <p data-bbox="130 1245 1219 1276">基本方針Ⅰ 新規就業者の確保</p> <p data-bbox="130 1287 219 1318">(略)</p> <p data-bbox="130 1360 1219 1392">基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p data-bbox="189 1402 1190 1539">国の支援（緑の雇用事業）を活用した新規就業者に対する基礎的技術の習得や、<u>新しい林業の実現に向けて、ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業に対応するための林業技術者の確保</u>、育成支援を行う。</p> <p data-bbox="189 1549 1190 1654">林業事業体の職場内研修（以下「OJT」という。）を充実させるため、作業班長等の現場責任者の育成及び人材育成に対する意識改革を行う。</p> <p data-bbox="189 1665 1190 1770">林業従事者の作業内容や経験に応じた技術習得の機会を提供するとともに、<u>創設予定の林業技能検定への積極的な資格取得を促進</u>し、多様なキャリア形成を支援する。</p> <p data-bbox="130 1812 1219 1843">基本方針Ⅲ 雇用の改善</p> <p data-bbox="130 1854 219 1885">(略)</p>	<p data-bbox="1308 247 2122 279">第 3 林業労働力の確保の促進に関する方針</p> <p data-bbox="1308 321 1914 352">1. 第 6 期基本計画の計画期間</p> <p data-bbox="1308 384 1397 415">(略)</p> <p data-bbox="1308 436 1902 468">2. 第 6 期基本計画の基本方針</p> <p data-bbox="1338 489 2478 709">第 6 期基本計画では、森林・林業基本計画に即し、「高コスト体質からの脱却」、「収益性の向上による林業の自立」のために必要となる林業労働力の確保に関する取組について、「新規就業者の確保」、「林業従事者の育成、技術の向上」、「雇用の改善」、「労働安全衛生の推進」、「事業の合理化、安定化」の 5 項目を「基本方針の柱」とし各種の取組を行う。</p> <p data-bbox="1338 783 1617 814">基本方針の柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1409 846 2190 898">基本方針Ⅰ 新規就業者の確保 <li data-bbox="1409 919 2190 972">基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上 <li data-bbox="1409 993 2190 1045">基本方針Ⅲ 雇用の改善 <li data-bbox="1409 1066 2190 1119">基本方針Ⅳ 労働安全衛生の推進 <li data-bbox="1409 1140 2190 1192">基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化 <p data-bbox="1308 1245 2377 1276">基本方針Ⅰ 新規就業者の確保</p> <p data-bbox="1308 1287 1397 1318">(略)</p> <p data-bbox="1308 1360 2377 1392">基本方針Ⅱ 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p data-bbox="1368 1402 2347 1507">国の支援（緑の雇用事業）を活用した新規就業者に対する基礎的技術の習得や新たな低コスト作業システムに対応するための<u>現場技術者の育成支援</u>を行う。</p> <p data-bbox="1368 1518 2347 1623">林業事業体の職場内研修（以下「OJT」という。）を充実させるため、作業班長等の現場責任者の育成及び人材育成に対する意識改革を行う。</p> <p data-bbox="1368 1633 2347 1696">林業従事者の作業内容や経験に応じた技術習得の機会を提供し、多様なキャリア形成を支援する。</p> <p data-bbox="1308 1812 2377 1843">基本方針Ⅲ 雇用の改善</p> <p data-bbox="1308 1854 1397 1885">(略)</p>	<p data-bbox="2487 426 2837 520">【P19】 修正（林業労働安全対策の強化）</p> <p data-bbox="2487 1329 2837 1465">【P19】 修正（「新しい林業」の実現に向けた対応）</p>

変 更 後	現 行	備 考
<p>基本方針Ⅳ 労働安全の確保</p> <p>林業の労働災害を減少させ、安全な労働環境を整備することは、林業従事者の確保・定着・育成に不可欠である。事業主、林業従事者をはじめ、全ての関係者が一体となり、<u>労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底を図るなど、安全意識を高める。</u></p> <p><u>林業現場の安全を確保するため、安全巡回指導を強化する。また、緊急時の関係機関との連携や、経験・年齢に合わせた安全指導に対する研修を実施し、労働安全体制の確保の取組を強化する。</u></p> <p><u>さらに、最新の安全装備品の導入やリスクアセスメントの実施、作業現場における安全指導の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策を含めた林業従事者の健康管理を推進する。</u></p>	<p>基本方針Ⅳ 労働安全衛生の推進</p> <p>林業の労働災害を減少させ、安全な労働環境を整備することは、林業従事者の確保・定着・育成に不可欠である。事業主、林業従事者をはじめ、全ての関係者が一体となり、<u>安全意識を高め、積極的に労働安全衛生の向上を図る。</u></p> <p><u>また、最新の安全装備品の導入やリスクアセスメントの実施、作業現場における安全指導の充実を図るとともに、メンタルヘルス対策を含めた林業従事者の健康管理を推進する。</u></p>	<p>【P20】 修正（林業労働安全対策の強化）</p>
<p>基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化</p> <p>森林経営計画制度による森林施業の集約化・団地化等を推進するとともに、経営管理されていない森林については、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権の設定を受ける等により、事業量の安定的な確保が図られるように努める。また、高性能林業機械を高度に活用した低コスト作業システムによる<u>労働生産性の向上や、伐採から再造林、保育に至るまでの効率的な作業システム等の推進</u>を図る。</p>	<p>基本方針Ⅴ 事業の合理化、安定化</p> <p>森林経営計画制度による森林施業の集約化・団地化等を推進するとともに、経営管理されていない森林については、森林経営管理制度に基づく経営管理実施権の設定を受ける等により、事業量の安定的な確保が図られるように努める。また、高性能林業機械を高度に活用した低コスト作業システムにより<u>労働生産性の向上</u>を図る。</p>	<p>【P20】 修正（林業労働安全対策の強化・「新しい林業」の実現に向けた対応）</p>
<p>林業労働力の確保の促進に関する基本方針</p> <p>就業前</p> <p>就業後</p> <p>方針の柱</p> <p>新規就業者の確保</p> <p>林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>雇用の改善</p> <p>労働安全の確保</p> <p>事業の合理化、安定化</p> <p>方針の方向性</p> <p>1 林業を知ってもらう 2 職業としての林業教育の充実 3 林業事業者の情報発信の強化 4 就業相談の充実</p> <p>1 基礎的技術の習得 2 現場責任者の育成 3 作業内容や習熟度に応じた技術習得</p> <p>1 雇用管理の改善 2 福利厚生の実施 3 労働環境の改善</p> <p>1 労働安全に関する意識改革 2 林業現場の安全指導と安全確保 3 傷病対策の推進</p> <p>1 事業量の安定的確保 2 労働生産性の向上 3 <u>新しい林業の実現に向けた対応</u></p> <p>林業労働力の確保 人材の育成 林業事業者の育成、強化</p> <p>「高コスト体質からの脱却、収益性の向上による林業の自立」を支える林業従事者の確保・育成及び林業事業者の強化</p> <p>林業の自立、自立分散型社会の実現</p>	<p>林業労働力の確保の促進に関する基本方針</p> <p>就業前</p> <p>就業後</p> <p>方針の柱</p> <p>新規就業者の確保</p> <p>林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>雇用の改善</p> <p>労働安全衛生の推進</p> <p>事業の合理化、安定化</p> <p>方針の方向性</p> <p>1 林業を知ってもらう 2 職業としての林業教育の充実 3 林業事業者の情報発信の強化 4 就業相談の充実</p> <p>1 基礎的技術の習得 2 現場責任者の育成 3 作業内容や習熟度に応じた技術習得</p> <p>1 雇用管理の改善 2 福利厚生の実施 3 労働環境の改善</p> <p>1 労働安全に関する意識改革 2 林業現場の安全指導 3 傷病対策の推進</p> <p>1 事業量の安定的確保 2 労働生産性の向上</p> <p>林業労働力の確保 人材の育成 林業事業者の育成、強化</p> <p>「高コスト体質からの脱却、収益性の向上による林業の自立」を支える林業従事者の確保・育成及び林業事業者の強化</p> <p>林業の自立、自立分散型社会の実現</p>	<p>3. 林業労働力の確保に関する数値目標</p> <p>(略)</p>
<p>3. 林業労働力の確保に関する数値目標</p> <p>(略)</p>	<p>3. 林業労働力の確保に関する数値目標</p> <p>(略)</p>	

第4 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

林業事業体が、雇用管理の改善及び事業の合理化並びに就業の円滑化を一体的に促進するために取り組むべき内容は以下のとおり。

	就業前	就 業 後			
方針の柱	新規就業者の確保	林業従事者の育成、技術の向上	雇用の改善	労働安全の確保	事業の合理化、安定化
方針の方向性	1 林業を知ってもらう 2 職業としての林業教育の充実 3 林業事業体の情報発信の強化 4 就業相談の充実	1 基礎的技術の習得 2 現場責任者の育成 3 作業内容や習熟度に応じた技術習得	1 雇用管理の改善 2 福利厚生の実施 3 労働環境の改善	1 労働安全に関する意識改革 2 林業現場の安全指導と安全確保 3 傷病対策の推進	1 事業量の安定的な確保 2 労働生産性の向上 3 <u>新しい林業の実現に向けた対応</u>
べき取組むべき事項	・募集、採用の改善 ・情報発信の強化	・教育訓練の充実 ・指導者及び責任者の育成 ・女性林業従事者の活躍・定着の推進 ・高齢従事者の活躍推進	・雇用管理体制の整備 ・雇用関係の明確化 ・雇用の安定化に向けた労働条件の改善	・安全衛生管理体制の徹底 ・林業従事者の健康管理 ・労働災害防止対策 ・安全対策の強化 ・振動障害の防止 ・熱中症対策	・事業量の安定的な確保 ・労働生産性の向上 ・ <u>新しい林業の実現に向けた技術の導入</u>
関係する事業主と関係するべき事項	・情報発信の強化 ・人材の発掘支援 ・人材の確保支援（移住定住支援）	・林業従事者のキャリア形成支援 ・林業従事者の技術向上研修の開催	・雇用改善の支援 ・人材の定着支援 ・雇用管理研修会の開催	・新たな労働安全衛生技術の普及 ・労働災害防止対策支援 ・ <u>安全対策の強化</u>	・森林組合、林業事業体等の体制強化 ・ <u>新しい林業の実現に向けた技術の導入</u> ・低コスト作業システムの導入、確立支援

1. 事業主が取り組むべき事項

- (1) 新規就業者の確保**
- 1) 募集、採用の改善
- ・林業従事者の募集における「ハローワーク」等の公的機関の活用推進
 - ・採用条件の改善（雇用通知書等の提示、基本賃金の増加等）
 - ・インターンシップの機会の提供
 - ・求人サイト（就職・転職サイト）の活用推進
 - ・林福連携等による多様な担い手の受入体制の整備
- 2) 情報発信の強化
- ・林業現場のPRや就業相談を行う説明会へ参加
 - ・ホームページやSNSを活用した林業現場や林業事業体の情報発信
 - ・情報発信サイト（森ワーク）の活用

第4 事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業の円滑化のための措置に関する事項

林業事業体が、雇用管理の改善及び事業の合理化並びに就業の円滑化を一体的に促進するために取り組むべき内容は以下のとおり。

	就業前	就 業 後			
方針の柱	新規就業者の確保	林業従事者の育成、技術の向上	雇用の改善	労働安全衛生の推進	事業の合理化、安定化
方針の方向性	1 林業を知ってもらう 2 職業としての林業教育の充実 3 林業事業体の情報発信の強化 4 就業相談の充実	1 基礎的技術の習得 2 現場責任者の育成 3 作業内容や習熟度に応じた技術習得	1 雇用管理の改善 2 福利厚生の実施 3 労働環境の改善	1 労働安全に関する意識改革 2 林業現場の安全指導 3 傷病対策の推進	1 事業量の安定的な確保 2 労働生産性の向上
べき取組むべき事項	・募集、採用方法の改善 ・情報発信の強化	・教育訓練の充実 ・指導者及び責任者の育成 ・女性林業従事者の活用 ・高齢労働者の活躍推進	・雇用管理体制の整備 ・雇用関係の明確化 ・雇用の安定化に向けた労働条件の改善	・労働安全衛生管理体制の徹底 ・健康管理 ・労働災害防止対策 ・振動障害の防止 ・熱中症対策	・事業量の安定的な確保 ・労働生産性の向上
関係する事業主と関係するべき事項	・情報発信の強化 ・人材の発掘支援 ・人材の確保支援（移住定住支援）	・従事者のキャリア形成支援 ・技術者育成 ・研修会の開催	・雇用改善の支援 ・人材の定着支援 ・雇用管理研修会の開催	・新たな労働安全衛生技術の普及 ・労働災害防止対策（巡回指導、リスクアセスメント）	・森林組合、林業事業体等の体制強化 ・ <u>新しい林業の実現に向けた技術の導入</u> ・低コスト作業システムの導入、確立支援

1. 事業主が取り組むべき事項

- (1) 新規就業者の確保**
- 1) 募集、採用の改善
- ・林業従事者の募集における「ハローワーク」等の公的機関の活用推進
 - ・採用条件の改善（雇用通知書等の提示、基本賃金の増加等）
 - ・インターンシップの機会の提供
 - ・求人サイト（就職・転職サイト）の活用推進
 - ・多様な担い手の受入体制の整備
- 2) 情報発信の強化
- ・林業現場のPRや就業相談を行う説明会へ参加
 - ・ホームページやSNSを活用した林業現場や林業事業体の情報発信
 - ・情報発信サイト（森ワーク）の活用

【P22】
修正・追加（女性労働者の活躍・定着の促進、林業労働安全対策の強化、「新しい林業」の実現に向けた対応）

【P22】
修正（障害者雇用の促進）



変 更 後	現 行	備 考
<p>(2) 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>1) 教育訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者については、緑の雇用事業等を活用し、OJTや職場外研修(以下「OFF-JT」という。)等の計画的な教育訓練の実施に取り組む。 ・事業主や雇用管理者は、人材育成に対する意識転換を図り、組織全体で教育訓練に取り組む体制づくりを整備し、定着率と生産性の向上を図る。 ・<u>ICT・IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業の対応に向けた研修に取り組む。</u> <p>2) 指導者及び責任者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の積極的な育成(職長教育の実施) ※現場指導者育成の必要性を認識するとともに、現場技能の継承だけでなく経営やチームワーク等総合的な内容を習得し「言葉で伝えることのできる指導者」の育成に取り組む。 <p>3) 女性等林業従事者の活躍・定着の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が女性雇用への認識を改善し、林業現場で女性が活躍できる場の整備として、受け入れのための環境整備(トイレ、更衣室)、女性高性能林業機械オペレーターの積極的な養成等の女性就業に向けた取組を行う。また、<u>ハラスメント防止対策を徹底し、男女を問わず働きやすい魅力的な職場づくり</u>に取り組む。 ・<u>女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定を促進する。</u> <p>4) 高年齢従事者の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術を持つ高年齢従事者の活躍の場を広げ、技能の継承を円滑に進めるため、定年退職年齢の引き上げや継続雇用制度の導入、労働条件の改善、高年齢従事者の特性に配慮した見直しに取り組む。 	<p>(2) 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>1) 教育訓練の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就業者については、緑の雇用事業等を活用し、OJTや職場外研修(以下「OFF-JT」という。)等の計画的な教育訓練の実施に取り組む。 ・事業主や雇用管理者は、人材育成に対する意識転換を図り、組織全体で教育訓練に取り組む体制づくりを整備し、定着率と生産性の向上を図る。 <p>(新設)</p> <p>2) 指導者及び責任者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導者の積極的な育成(職長教育の実施) ※現場指導者育成の必要性を認識するとともに、現場技能の継承だけでなく経営やチームワーク等総合的な内容を習得し「言葉で伝えることのできる指導者」の育成に取り組む。 <p>3) 女性林業従事者の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主が女性雇用への認識を改善し、林業現場で女性が活躍できる場の整備として、受け入れのための環境整備(トイレ、更衣室)、女性高性能林業機械オペレーターの積極的な養成等の女性就業に向けた取組を行う。また、男女を問わず働きやすい魅力的な職場づくりに取り組む。 <p>(新設)</p> <p>4) 高年齢従事者の活躍推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な技術を持つ高年齢従事者の活躍の場を広げ、技能の継承を円滑に進めるため、定年退職年齢の引き上げや継続雇用制度の導入、労働条件の改善、高年齢従事者の特性に配慮した見直しに取り組む。 	<p>【P23】 追加(「新しい林業」の実現に向けた対応)</p> <p>【P23】 修正・追加(女性等労働者の活躍・定着の促進)</p>
<p>(3) 雇用の改善</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 雇用の改善</p> <p>(略)</p>	

変 更 後	現 行	備 考
<p>(4) 労働安全の確保</p> <p>1) 安全衛生管理体制の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法の規定に基づき、安全管理者又は安全衛生推進者等を選任し、林業従事者の安全衛生の確保に取り組む。 ・厚生労働省が発出する伐木作業、林業労働安全に係る各種ガイドラインの<u>遵守の徹底を図る。</u> <p>2) 林業従事者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者については雇入時と毎年1回の一般健康診断を受けさせ、治療等の必要がある場合は必ず医師の診察を受けるよう指導する。 ・職場コミュニケーションの円滑化を図るとともに、林業従事者のメンタルヘルス不調への対応に取り組む。 ・労働負荷軽減を図るためのアシストスーツ等の新たな技術の導入やあらゆる作業工程における機械化、合理化に<u>取り組む。</u> ・新型コロナウイルスを<u>含めた</u>感染症対策への<u>取組を徹底</u>し、安心して働ける職場環境を整える。 <p>3) 労働災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部（以下「林災防群馬県支部」という。）が実施する「林業現場における安全巡回指導」に協力し、林業現場での積極的な安全点検に取り組む。 ・リスクアセスメントの実施や現場における作業手順書又は作業標準書の作成（安全な作業方法の順守等）の労働災害防止対策の充実強化に取り組む。 <p>4) 安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>経験や年齢に応じた安全指導研修の実施等に取り組む。</u> ・<u>消防機関と連携した緊急時の安全体制の確保に取り組む。</u> ・<u>ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業による労働負担の軽減に取り組む。</u> <p>5) 振動障害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者に対し、定期的に振動障害の健康診断を受けさせるとともに、チェーンソー等の振動工具については、適切な防振機能を措置する。 <p>6) 熱中症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下刈作業時における適切な休憩時間の確保 ・空調服の導入や適切な水分、塩分補給体制の整備の推進 	<p>(4) 労働安全衛生の推進</p> <p>1) 安全衛生管理体制の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法の規定に基づき、安全管理者又は安全衛生推進者等を選任し、林業従事者の安全衛生の確保に取り組む。 ・厚生労働省が発出する伐木作業、林業労働安全に係る各種ガイドラインを<u>遵守する。</u> <p>2) 林業従事者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者については雇入時と毎年1回の一般健康診断を受けさせ、治療等の必要がある場合は必ず医師の診察を受けるよう指導する。 ・職場コミュニケーションの円滑化を図るとともに、林業従事者のメンタルヘルス不調への対応に取り組む。 ・労働負荷軽減を図るためのアシストスーツ等の新たな技術の導入やあらゆる作業工程における機械化、合理化を<u>図り労働強度の低減を目指す。</u> ・<u>適切な</u>新型コロナウイルス感染症対策を<u>実施</u>し、安心して働ける職場環境を整える。 <p>3) 労働災害防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び林業・木材製造業労働災害防止協会群馬県支部（以下「林災防群馬県支部」という。）が実施する「林業現場における安全巡回指導」に協力し、林業現場での積極的な安全点検に取り組む。 ・リスクアセスメントの実施や現場における作業手順書又は作業標準書の作成（安全な作業方法の順守等）の労働災害防止対策の充実強化に取り組む。 <p>(新設)</p> <p>4) 振動障害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者に対し、定期的に振動障害の健康診断を受けさせるとともに、チェーンソー等の振動工具については、適切な防振機能を措置する。 <p>5) 熱中症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下刈作業時における適切な休憩時間の確保 ・空調服の導入や適切な水分、塩分補給体制の整備の推進 	<p>【P24】 修正・追加（林業労働安全対策の強化）</p>

変 更 後	現 行	備 考
<p>(5) 事業の合理化、安定化</p> <p>1) 事業量の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化及び団地化、事業の協業化及び協同化、経営管理実施権の設定を受けた森林整備等に取り組むことにより、事業量の安定的確保が図られるように取り組む。 ・ 経営意欲が低下している森林所有者に対して施業提案書（施業方針や収支）等を提示し、事業主が積極的に森林施業の実施を働きかける。 ・ 他の林業事業体との連携を強化して、森林経営計画の共同作成や素材生産事業等の受委託を進める。 <p><u>（削除_下記“3）新しい林業の実現に向けた技術の導入”へ統合）</u></p> <p>2) <u>労働</u>生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能林業機械等を組み合わせた低コスト作業システムの導入や経営の合理化・効率化により、生産性向上や生産コストの低減を図るとともに、これらの実施に必要な人材の育成に取り組む。 ・ 下刈等の保育作業における機械化を推進する。 <p><u>（削除_下記“3）新しい林業の実現に向けた技術の導入”へ統合）</u></p> <p>3) 新しい林業の実現に向けた技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業に取り組む。</u> ・ <u>新たな技術（ドローンやレーザー計測技術等）を活用して森林資源調査の効率化に取り組む。</u> 	<p>(5) 事業の合理化、安定化</p> <p>1) 事業量の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化及び団地化、事業の協業化及び協同化、経営管理実施権の設定を受けた森林整備等に取り組むことにより、事業量の安定的確保が図られるように取り組む。 ・ 経営意欲が低下している森林所有者に対して施業提案書（施業方針や収支）等を提示し、事業主が積極的に森林施業の実施を働きかける。 ・ 他の林業事業体との連携を強化して、森林経営計画の共同作成や素材生産事業等の受委託を進める。 ・ <u>森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、デジタル情報やICT、IoTを活用した「スマート林業」に取り組む。</u> <p>2) 生産性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高性能林業機械等を組み合わせた低コスト作業システムの導入や経営の合理化・効率化により、生産性向上や生産コストの低減を図るとともに、これらの実施に必要な人材の育成に取り組む。 ・ 下刈等の保育作業における機械化を推進する。 ・ <u>新たな技術（ドローンやレーザー計測技術）を活用して森林資源調査の効率化に取り組む。</u> <p>（新設）</p>	<p>【P25】 語句の統一</p> <p>【P25】 統合（「新しい林業」の実現に向けた対応）</p>
<p>2. 事業主と関係機関が連携して取り組むべき事項</p> <p>(1) 新規就業者の確保 (略)</p> <p>(2) 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>1) 林業従事者のキャリア形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑の雇用事業」を活用した林業従事者キャリア形成の支援 ・ <u>技能検定制度による資格取得と制度を活用したキャリア形成を支援</u> <p>2) 林業従事者の技術向上研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション能力向上等の能力開発研修の開催 ・ 現場作業に必要な技術習得と合わせコーチング技術の習得を目的としたOJT指導者及び講師養成研修の開催 ・ 低コスト作業システムに対応した「高性能林業機械オペレーター」や「作業道作設オペレーター」の技術者養成研修の開催 ・ 皆伐作業に対応した集材機等による架線集材研修の開催 ・ <u>ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業に対応した研修の開催</u> ・ <u>伐採から再造林、保育まで対応した先進的な作業システム導入に必要な人材の育成</u> 	<p>2. 事業主と関係機関が連携して取り組むべき事項</p> <p>(1) 新規就業者の確保 (略)</p> <p>(2) 林業従事者の育成、技術の向上</p> <p>1) 林業従事者のキャリア形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緑の雇用事業」を活用した林業従事者キャリア形成の支援 <p>2) 林業従事者の技術向上研修の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション能力向上等の能力開発研修の開催 ・ 現場作業に必要な技術習得と合わせコーチング技術の習得を目的としたOJT指導者及び講師養成研修の開催 ・ <u>ICT、IoT等のデジタル技術やスマート林業を活用した研修の開催</u> ・ 低コスト作業システムに対応した「高性能林業機械オペレーター」や「作業道作設オペレーター」の技術者養成研修の開催 ・ 皆伐作業に対応した集材機等による架線集材研修の開催 <p>（新設）</p>	<p>【P26】 追加（「新しい林業」の実現に向けた対応）</p>

変 更 後	現 行	備 考
<p>(3) 雇用の改善</p> <p>1) 雇用改善の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者が安心して働き続けられる環境を整えるため、雇用管理に対する意識改革、厚生年金への加入促進、退職金共済制度等の退職金給付制度の導入促進や拡充等の福利厚生を充実させる取組を市町村と連携して支援 ・働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、ICT、IoTを活用した生産管理や日報等の労務データの集約、分析による業務の効率化を支援 <p>2) 人材の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成方針の明確化やキャリアモデルの育成等の「人材育成の見える化」の推進 ・離職率の高い林業事業体への体質改善支援 <p>3) 雇用管理研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や雇用管理者等の経営陣の人材育成に対する意識の向上を目的とした、人材育成・定着支援研修等の開催 <p>(4) 労働安全の確保</p> <p>1) 新たな労働安全衛生技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐倒練習機を使用した伐倒練習の推進 ・新たな無線技術を活用した緊急連絡体制の整備の推進 ・安全性の向上や労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械の自動化や保育作業の機械化の推進 <p>2) 労働災害防止対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と林災防群馬県支部が連携強化し、労働災害を未然に防ぐために、事業主及び林業従事者の安全意識の向上を目的とした「林業現場における安全巡回指導」を強化するとともに、林業労働災害に関する情報収集及び労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の周知徹底の実施・特殊健康診断受診や蜂アレルギー検査、チェーンソー作業従事者再教育の取組を支援 ・作業手順書（作業標準書）の作成支援 ・伐木造材作業時におけるチェーンソーブーツの普及啓発 <p>3) 安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関と連携した緊急時の迅速な安全体制の確保の取組支援 	<p>(3) 雇用の改善</p> <p>1) 雇用改善の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業従事者が安心して働き続けられる環境を整えるため、雇用管理に対する意識改革、厚生年金への加入促進、退職金共済制度等の退職金給付制度の導入促進や拡充等の福利厚生を充実させる取組を支援 ・働きやすく魅力ある職場づくりを進めるため、ICT、IoTを活用した生産管理や日報等の労務データの集約、分析による業務の効率化を支援 <p>2) 人材の定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成方針の明確化やキャリアモデルの育成等の「人材育成の見える化」の推進 ・離職率の高い林業事業体への体質改善支援 <p>3) 雇用管理研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主や雇用管理者等の経営陣の人材育成に対する意識の向上を目的とした、人材育成・定着支援研修等の開催 <p>(4) 労働安全衛生の推進</p> <p>1) 新たな労働安全衛生技術の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐倒練習機を使用した伐倒練習の推進 ・新たな無線技術を活用した緊急連絡体制の整備の推進 ・安全性の向上や労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械の自動化や保育作業の機械化の推進 <p>2) 労働災害防止対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と林災防群馬県支部が連携強化し、労働災害を未然に防ぐために、事業主及び林業従事者の安全意識の向上を目的とした「林業現場における安全巡回指導」及び林業労働災害に関する情報収集の実施 ・特殊健康診断受診や蜂アレルギー検査、チェーンソー作業従事者再教育の取組を支援 ・作業手順書（作業標準書）の作成支援 ・伐木造材作業時におけるチェーンソーブーツの普及啓発 <p>(新設)</p>	<p>【P27】 追加（市町村と連携）</p> <p>【P27】 修正・追加（労働安全の確保）</p> <p>【P27】 追加（労働安全衛生関係法令・チェーンガイドラインに基づく遵守事項の徹底）</p> <p>【P27】 追加（安全対策の強化）</p>

変 更 後	現 行	備 考
<p>(5) 事業の合理化、安定化</p> <p>1) 森林組合、林業事業者等の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林管理の中心的な担い手としての役割を果たすため、林業事業者の経営基盤強化、技術力の向上による組織体制の強化を推進 ・森林経営計画の作成、施業の集約化及び長期施業受託の支援 ・森林経営管理制度の円滑な運用を支援し、森林経営が行われていない森林について、経営管理実施権の設定を受けた森林整備を推進 <p><u>(削除_下記“2)新しい林業の実現に向けた取組”へ統合)</u></p> <p>2) <u>新しい林業の実現に向けた技術の導入</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の高性能林業機械の情報提供及び導入支援 ・保育の機械化に関する情報提供及び導入支援 ・<u>エリートツリー等の苗木の導入に向けた生産体制の構築や、伐採から</u> <u>再造林、保育までに対応した一貫作業システムの導入支援</u> ・<u>ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業の取組を推進</u> 	<p>(5) 事業の合理化、安定化</p> <p>1) 森林組合、林業事業者等の体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の森林管理の中心的な担い手としての役割を果たすため、林業事業者の経営基盤強化、技術力の向上による組織体制の強化を推進 ・森林経営計画の作成、施業の集約化及び長期施業受託の支援 ・森林経営管理制度の円滑な運用を支援し、森林経営が行われていない森林について、経営管理実施権の設定を受けた森林整備を推進 ・<u>ICT、IoT等のデジタル技術を活用したスマート林業の取組の推進</u> <p>2) <u>低コスト作業システムの導入、確立支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の高性能林業機械の情報提供及び導入支援 ・保育の機械化に関する情報提供及び導入支援 ・<u>皆伐再造林に対応した一貫作業システムの導入支援</u> 	<p>【P28】 修正・追加(新しい林業の実現に向けた技術の導入)</p>

変 更 後	現 行	備 考
<p>第 5 事業主の認定に関する事項</p>	<p>第 5 事業主の認定に関する事項</p>	
<p>1. 事業主の認定について</p> <p>法に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善措置計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた事業主が経営する林業事業体（以下「認定事業体」という。）は <u>令和 6 年 1 月時点で 47 事業体あり</u>、林業従事者の約 <u>74%</u> が認定事業体に雇用されている（資料 35）。</p> <p>資料 35 認定事業体の認定状況</p>  <p>令和 6 年 1 月 1 日時点で 47 事業体</p>	<p>1. 事業主の認定について</p> <p>法に基づき、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業の合理化を一体的に図るために必要な措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善措置計画」という。）を作成し、知事の認定を受けた事業主が経営する林業事業体（以下「認定事業体」という。）は <u>令和 2 年 4 月時点で 51 事業体あり</u>、林業従事者の約 <u>70%</u> が認定事業体に雇用されている（資料 35）。</p> <p>資料 35 認定事業体の認定状況</p>  <p>令和 2 年 4 月末時点で 51 事業体認定</p>	<p>【P29】 時点更新</p>
<p>2. 改善措置計画について</p> <p>事業主は、第 6 期基本計画に示された目標に向けて法第 5 条により、改善措置について、単独、複数又は支援センターと共同して行う改善措置計画を作成し、知事に申請して認定を受けることができる。<u>特に林業実績が 1 年未満の事業主は、支援センターと共同で計画申請を行う。</u></p> <p>林業従事者を確保していくためには、他の産業並みの労働条件の確保等の「雇用管理の改善」に努めることが必要となる。</p> <p>また、その実効性を確保し、林業従事者を定着させるためには、事業量の安定的確保や生産性の向上等の「事業の合理化」を図っていく必要がある。</p> <p>このため、改善措置計画では、「雇用管理の改善」と「事業の合理化」の双方について作成するものとする。</p>	<p>2. 改善措置計画について</p> <p>事業主は、第 6 期基本計画に示された目標に向けて法第 5 条により、改善措置について、単独、複数又は支援センターと共同して行う改善措置計画を作成し、知事に申請して認定を受けることができる。</p> <p>林業従事者を確保していくためには、他の産業並みの労働条件の確保等の「雇用管理の改善」に努めることが必要となる。</p> <p>また、その実効性を確保し、林業従事者を定着させるためには、事業量の安定的確保や生産性の向上等の「事業の合理化」を図っていく必要がある。</p> <p>このため、改善措置計画では、「雇用管理の改善」と「事業の合理化」の双方について作成するものとする。</p>	<p>【P29】 追加（支援センターとの共同改善計画に関する事項）</p>

変 更 後		現 行		備 考
	改善項目	改善措置の例		【P29～P30】 追加（『林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について』との整合）
雇用管理の改善	雇用の安定化	常用林業従事者の割合の向上、月給制の林業従事者の割合の向上、雇用管理者の資質向上等		
	労働条件の改善	週所定労働時間の短縮、休日数の増加、賃金水準の向上（時間外労働の割増、能力給の導入）、福利厚生の実施等		
	労働安全の確保	労働安全衛生関係法令や「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」等に基づく遵守事項の徹底、経験や年齢に応じた安全作業に資する研修等、振動障害防止活動の推進、熱中症・蜂刺され対策、緊急時の連絡体制の確保、休憩施設の整備等		
	募集・採用の改善	ハローワークの活用、合同求人説明会への参加、支援センターの活用、女性従事者の活用、森ワーク・インターネットやSNSの活用等		
	教育訓練の充実	緑の雇用事業の活用、OJT・OFF-JTの実施、現場指導（責任）者への研修、県が実施する研修の活用等、 <u>学びなおしの機会の充実等</u>		
	女性労働者等の活躍・定着の促進	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、情報の公表、えるぼし認定、トイレや更衣室等職場環境の整備、育児休暇の取得、作業方法や安全対策の配慮、ハラスメント防止対策等		
	高年齢従事者の活躍の促進	定年の引き上げ、高年齢従事者に配慮した作業方法・配置等の見直し等適正な雇用管理措置の運用等		
	障害者雇用の促進	障害特性等を踏まえた適切な業務配置、作業方法の見直し等		
	その他の雇用管理の改善	安全衛生管理推進者の専任、職場内の安全意識の向上、リスクアセスメントの実施、無線の導入等		
事業の合理化	事業量の安定的確保	森林施業プランナー等の人材の育成、森林経営管理制度による経営管理実施権の設定の活用、樹木採取県制度への参加等		
	生産性の向上	高性能林業機械の導入、低コスト作業システムの導入、高密度路網の作設、 <u>作業システム整備に必要な人材の育成、日報の活用による作業システムの改善、多能工化の取組等</u>		
	「新しい林業」の実現に向けた対応	新たな造林技術に関する知識を持つ造林手、ICT・IoT等のデジタル技術の活用に必要な知識を持つ人材の育成等		
	改善項目	改善措置の例		
雇用管理の改善	雇用の安定化	常用林業従事者の割合の向上、月給制の林業従事者の割合の向上、雇用管理者の資質向上等		
	労働条件の改善	週所定労働時間の短縮、休日数の増加、特殊健康診断受診率の拡大・向上、賃金水準の向上（時間外労働の割増、能力給の導入）、福利厚生の実施等		
	(新設)			
	募集・採用の改善	ハローワークの活用、合同求人説明会への参加、支援センターの活用、女性従事者の活用、森ワーク・インターネットやSNSの活用等		
	教育訓練の充実	緑の雇用事業の活用、OJT・OFF-JTの実施、現場指導（責任）者への研修、県が実施する研修の活用等		
	(新設)			
	高年齢従事者の活躍の促進	定年の引き上げ、高年齢従事者に配慮した企画・事業の導入等		
	(新設)			
	その他の雇用管理の改善	安全衛生管理推進者の専任、退職金共済制度への加入及び掛金増額の促進、職場内の安全意識の向上、リスクアセスメントの実施、振動障害の防止活動の推進、熱中症対策の実施、蜂アレルギー対策、無線の導入、緊急連絡体制の構築等		
事業の合理化	事業量の安定的確保	施業集約化の取組の実施（森林経営計画の作成）、他の事業体との連携による事業量の確保、事業内容の多角化等		
	生産性の向上	高性能林業機械の導入、低コスト作業システムの導入、高密度路網の作設等		
	(新設)			

変 更 後			現 行			備 考
事業の合理化	改善項目	改善措置の例	事業の合理化	改善項目	改善措置の例	
	キャリア形成のための技能向上	林業就業に必要な基本的知識や技術・技能の習得に関する研修、一定程度の経験を有する林業労働者を対象とした技術や知識の習得、複数の現場管理責任者を統括する者への教育訓練等		キャリア形成支援	FW・FL・FMや森林施業プランナー等の技術者育成、路網整備や高性能林業機械に関する研修受講（オペレーターの育成）等	【P30】 追加（『林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について』との整合）
	その他の事業の合理化	販路の拡大、民国連携事業の実施等		その他の事業の合理化	販路の拡大、民国連携事業の実施、森林経営管理制度の活用、スマート林業の活用等	
3. 認定基準			3. 認定基準			【P33】 追加（労働力確保支援センター業務）
(略)			(略)			
4. 経過措置について			4. 経過措置について			
(略)			(略)			
第6 その他林業労働力の確保の促進に関する事項			第6 その他林業労働力の確保の促進に関する事項			
1. 群馬県林業労働力確保支援センターについて			1. 群馬県林業労働力確保支援センターについて			
新規就業者の雇用の促進に関すること		林業従事者の育成・技術向上に関すること	新規就業者の雇用の促進に関すること		林業従事者の育成・技術向上に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> 就業相談 就業ガイダンス等講師 林業事業者等の情報収集 林業及び林業事業者等の情報発信 無料就業紹介所の開設による就業のあっせん その他就業支援に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 森林整備担い手対策事業による育成支援 その他林業従事者の育成・技術向上に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> 就業相談 就業ガイダンス等講師 林業事業者等の情報収集 林業及び林業事業者等の情報発信 その他就業支援に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 林業事業者の雇用管理の改善に関すること 雇用改善に関する研修会の開催 巡回相談の実施及び雇用管理改善に関する情報提供及び指導 改善措置計画に基づく指導 就業直後の支援 高性能林業機械借用補助 林業労働安全衛生の確保 その他雇用管理の改善及び事業の合理化を促進するために必要な業務 	
林業事業者の雇用管理や人材育成の充実に係る事業		群馬県林業労働力確保支援センターの運営に関すること	林業事業者の雇用管理や人材育成の充実に係る事業		群馬県林業労働力確保支援センターの運営に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> 林業労働力確保支援センター全国協議会への参加 その他雇用管理や人材育成の充実に必要な業務 		<ul style="list-style-type: none"> 認可申請事務（法20条） 支援センター業務の予算・決算等の経理（法第21条） 	<ul style="list-style-type: none"> 林業労働力確保支援センター全国協議会への参加 その他雇用管理や人材育成の充実に必要な業務 		<ul style="list-style-type: none"> 認可申請事務（法20条） 支援センター業務の予算・決算等の経理（法第21条） 	
2. 関係機関との連携強化			2. 関係機関との連携強化			
(略)			(略)			
3. 山村地域の活性化及び定住条件の整備			3. 山村地域の活性化及び定住条件の整備			
(略)			(略)			
4. 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進			4. 森林・林業や山村に対する県民の理解の促進			
(略)			(略)			

変 更 後	現 行	備 考
<p>5. 林業研究グループや研究機関等による支援の促進</p> <p>林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。</p> <p>また、ICT・IoT等のデジタル技術 <u>を活用した</u> スマート林業 <u>等の</u> 高度な林業技術を有する大学をはじめ、教育機関等が事業主や林業従事者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する。</p>	<p>5. 林業研究グループや研究機関等による支援の促進</p> <p>林業経営を担うべき人材を育成・確保するため、林業事業体の経営者や地域のリーダーとなり得る森林所有者等で組織する林業研究グループ等が地域社会への定着促進活動及び地域の事業主に対して行う交流活動等への支援を推進する。</p> <p>また、ICT・IoT等のデジタル技術 <u>や</u> スマート林業 <u>に代表される</u> 高度な林業技術を有する大学をはじめとする教育機関等が事業主や林業従事者に対して行う学習機会の提供や現地での指導等への支援を通じて、技術の一層の高度化を促進する</p>	
<p>6. 建設業等異業種との連携促進</p> <p>(略)</p>	<p>6. 建設業等異業種との連携促進</p> <p>(略)</p>	
<p>7. 地域の実態に応じた多様な担い手の確保</p> <p><u>近年、地域の担い手の一つとして注目される自伐型林業や特定地域づくり事業協同組合の枠組みを活用した取組、地域間の連携など、様々な形態で森林・林業への関わりが見られる。このような新たな担い手に対する林業労働安全指導や林業の技術支援を行い、地域の実態に応じた多様な担い手の確保、育成を促進する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>【P35】 新設（地域実態に応じた担い手の確保）</p>
<p>8. 外国人材の受け入れ</p> <p><u>林業分野における外国人就労については、技能検定制度の見直しが進められており、本県においても、外国人材の受け入れに向けた情報収集に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正な雇用契約や就業環境整備を行うよう、外国人就労者を受け入れる事業主に対し周知、指導を徹底する。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>【P35】 新設（外国人材の適正な受け入れ）</p>